

草津市と栗東市との新火葬場の整備に関する基本協定書

草津市（以下「甲」という。）と栗東市（以下「乙」という。）は、新たな火葬場（以下「新火葬場」という。）を共同で整備する事業（以下「整備事業」という。）の実施に向けて、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、整備事業に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（事業主体）

第2条 甲および乙は一部事務組合を設立して整備事業を実施するものとする。

（整備予定地）

第3条 整備事業により新火葬場を整備する予定地は、栗東市域内とする。

（費用負担等）

第4条 整備事業に要する事業費に係る甲および乙の負担金額の算出にあたっては、均等割を10%、人口割を90%とする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲および乙が協議のうえ、定めるものとする。

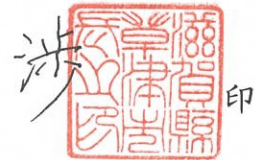
以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月8日

甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市長

橋 川



乙 栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市長

野 村 昌 弘

